

# 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程

令和8年2月9日

規程第34号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第12条第6号に掲げる附帯業務として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）に基づき実施する自動車の保安基準適合性の審査（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

## (用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）その他の関係法令並びに独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年規程第2号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定の許可を受けたタクシー事業者をいう。

## (年次検査の実施方法)

第4条 年次検査は、法人タクシー事業者からの年次検査受検申出書（様式1）を用いた申出により実施する。

- 2 法人タクシー事業者は、年次検査の受検を申し出る場合、検査の予約を取得するものとする。
- 3 予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査と同じ方法（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添124の「法第62条第1項の規定による継続検査」については、「年次検査」と読み替える。）により実施するものとし、その具体的手続き及びその他必要な事項は別に定めるところによるものとする。

- 4 機構は、年次検査の結果、保安基準に適合する場合（OBD 検査の合格を含む。）は、その結果について書面により通知するものとする。

（手数料の納付）

第5条 機構は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに、自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式1）の提出を求めるものとする。

- 2 年次検査を受ける者は、小型自動車にあつては1,300円、小型自動車以外の自動車にあつては1,400円の手数料（消費税相当分を含む。）を機構に納めるものとする。手数料の納付は自動車審査証紙をもってするものとする。

（年次検査の拒否）

第6条 機構は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

- 一 前条第2項の手数料が納入されていないとき。
- 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で車両が提示されたとき。
- 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】

登録番号 :

車台番号 :

【受検者情報】

法人タクシー事業者名 :

法人タクシー事業者住所 :

受検者氏名 :

受検者連絡先 :

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所